

強度行動障害の状態にある方・医療的ケアが必要な方に適切にサービスを提供できる事業所の設置促進に関する調査に係る受託候補者選定評価基準

1 目的

本評価基準は、強度行動障害の状態にある方・医療的ケアが必要な方に適切にサービスを提供できる事業所の設置促進に関する調査の受託候補者を選定するための評価基準を定めるものである。

2 評価項目及び評価基準

- (1) 評価項目及び評価基準は、別表のとおりとする。
- (2) 審査においては、提案に対し、各審査委員が別表に基づき採点を行ったうえ、次のとおり、審査委員会としての評価点を決定する。
 - ・ 評価項目（最も大きい項目）ごとに審査委員の評価点の平均値を計算し、項目評価点とする。
 - ・ 項目評価点は、小数点以下を四捨五入する。
 - ・ 項目評価点の合計をもって審査委員会としての評価点とする。
- (3) 受託候補者は、審査委員会としての評価点が60点以上の者から選定することとする。
- (4) 審査委員会としての評価点が最も高い者を受託候補者とし、次に高い者を次点候補者とする。
- (5) 審査委員会としての評価点が同点であった場合は、見積金額がより低い者を受託候補者とする。

(別表)

評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準			配点
業務実績	令和4年度から令和8年度までの期間において類似の事業を受託した件数	A	3件以上	15点	15点
		B	2件	10点	
		C	1件	5点	
		D	0件	0点	
実施体制	強度行動障害の状態にある方、医療的ケアが必要な方への支援に対する知識、経験	法人概要、実施体制表、業務提案書において、法人の障害者支援に対する知識、経験を判断する。			30点
		A	優れた知識、経験を有する	20点	
		B	知識、経験を十分に有する。	15点	
		C	ある程度有する。	10点	
D		あまり有していない。	5点		
		E	有していない。	0点	
	有資格者等の配置	A	有資格者又は研修修了者等（※）を配置	10点	
		B	A以外の場合	0点	
	※ 医師、看護師、社会福祉士、保健師、介護福祉士、精神保健福祉士、サービス管理責任者、強度行動障害支援者養成研修、行動援護従業者養成研修等、障害者福祉に係る資格を有する者				
業務提案	提案内容の的確性	業務内容について、具体的な調査、分析方法が分かりやすく示されており、十分な効果が認められる提案であるか。			20点
		A	優れた提案である。	20点	
		B	(AとCの間)	15点	
		C	妥当な提案である。	10点	
		D	(CとEの間)	5点	
		E	不十分な提案である。	0点	
見積金額		契約上限額 3,000,000 円（税込） 20・（提案金額／契約上限額×20）点			20点
その他	事業所の所在地	A	京都市内に本社又は支社がある中小企業の場合	5点	15点
		B	上記以外の場合	0点	
	障害福祉サービス事業所の運営	A	京都市内において、障害福祉サービス事業所（生活介護、短期入所、共同生活援助に限る。）を運営している。	10点	
		B	京都市内において、A以外の障害福祉サービス事業所を運営している。又は、京都市外において、種別を問わず障害福祉サービスを運営している。	5点	
		C	上記以外の場合	0点	
合計					100点